



大きな変革を予感させる様々な動向から

「ポスト 2025」をどう読むか

前回の本誌では、厚生労働省が示した「ポスト 2025 年の医療・介護提供体制の姿」について取り上げました。そこで示されたビジョンが、早々に様々な場で動き始めています。例えば第9期介護保険事業(支援)計画で、例えば令和6年度介護報酬改定で、それらが核となった方向づけがされようとしていることが伺えます。

今回の WELVISION では、これまでお伝えしてきた処遇改善や人員配置の見直しといった、いわば政治的課題から見たトピックスとはまた違った、政策面で政府や厚生労働省が目指す方向性を読み解くためのニュースをお届けしています。そこから予感される大きな変革の軸となる「ポスト2025」を、私たち介護事業者がどのように見据えていくのかは、すなわち地域をどうデザインしていくのかに直結するものと言えるでしょう。

本誌を通じて、介護分野がどのような未来に進もうとしているのかをイメージしていただき、将来への備えとしていただけましたら幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

02

第9期計画の基本指針の重点を整理

03

R6報酬改定に向けた意見交換をスタート

06

人材紹介の手数料等について論点を整理

08

技能実習制度について人材確保を踏まえた新たな姿への見直しを検討

10

総合事業の充実に係る検討事項を提示

COLUMN

R6改定は、「ポスト2025」を軸に据えた医療・介護連携の基盤強化がテーマに

第9期計画の基本指針の重点を整理

厚生労働省・介護保険部会

厚生労働省は2月27日に社会保障審議会・介護保険部会を開催しました。

この日の議題としては、「第9期介護保険事業(支援)計画の策定に向けた基本指針について」が取り扱われました。「介護保険制度の見直しに関する意見」(介護保険部会(令和4年12月20日))や「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針改定案」(医療介護総合確保促進会議(令和5年2月16日))などを踏まえ、見直しのポイントや、記載を充実する事項の案を示しました。

「第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)」では、基本的な考え方として、▽次期計画中に団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えること、▽2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれること等を記載。さらに都市部と地方で高齢化の進み方が大きく異なることなどを踏まえて、「具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、計画に定めることが重要である」としました。それに基づき、「見直しのポイント(案)」として、以下を示しています。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ✓ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ✓ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ✓ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ✓ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ✓ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ✓ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- ✓ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ✓ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ✓ 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③ 保険者機能の強化

- ✓ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ✓ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ✓ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

動向 解説

R6報酬改定に向けた意見交換をスタート

厚生労働省

厚生労働省は3月15日に、第1回となる「令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会」を開催しました。

当日事務局が示した資料では、令和6年度について「6年に一度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の同時改定になるとともに、医療介護総合確保方針、医療計画、介護保険事業(支援)計画、医療保険制度改革などの医療と介護に関わる関連制度の一体改革にとって大きな節目であることから、今後の医療及び介護サービスの提供体制の確保に向け様々な視点からの検討が重要」と記載。その上で、ポスト2025年を見据えて医療・介護ニーズの増大と支え手の減少が見込まれるなか、「あるべき医療・介護の提供体制を実現していくことが強く求められる」ことが指摘されました。また、「限りある人材等で増大する医療・介護ニーズを支えていくため、医療・介護提供体制の最適化・効率化を図っていくという視点も重要」とし、診療報酬と介護報酬との連携をより一層進める観点から、中央社会保険医療協議会総会及び社会保障審議会介護給付費分科会の委員のうち検討すべき項目に主に関係する者により意見交換を行う場を設けた旨を説明しました。

同会議で扱われるテーマについては、「各報酬の対象者が今後直面すると考えられる以下のテーマを議題とする」として、全9項目があげられています。

- 1.地域包括ケアシステムのさらなる推進のための医療・介護・障害サービスの連携
- 2.リハビリテーション・口腔・栄養
- 3.要介護者等の高齢者に対応した急性期入院医療
- 4.高齢者施設・障害者施設等における医療
- 5.認知症
- 6.人生の最終段階における医療・介護
- 7.訪問看護
- 8.薬剤管理
- 9.その他

開催時期と頻度についても触れられており、第1回(3月15日)では上記テーマのうち1~3を、第2回(4月)にテーマ4~5、第3回(5月)にテーマ6~7を扱うとした上で、テーマ8については各テーマ内で議論する予定としています。

なお、同会議で出された意見は、中央社会保険医療協議会及び介護給付費分科会に報告するとともに、障害福祉サービス等報酬についても令和6年度に改定されることから、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにも報告することとしています。

その上で、当日扱われた1~3のテーマについて現状と主な課題を整理し、「検討の視点」として以下を示しました。

テーマ1:地域包括ケアシステムのさらなる推進のための医療・介護・障害サービスの連携

(1)医療・介護・障害サービスの連携

1)今後の重点的課題を踏まえた医療・介護連携について

- ✓ 医療においてはより「生活」に配慮した質の高い医療を、介護においてはより「医療」の視点を含めたケアマネジメントを行うために必要な情報提供の内容や連携の在り方について、どう考えるか
- ✓ とりわけ、在宅医療を推進する中で、必要不可欠となる在宅医療・介護の連携の更なる推進をどう図っていくか

2)医療・介護DXについて

- ✓ 将来的な全国医療情報プラットフォームの整備等を見据え、医療機関間、介護事業所間、医療・介護間で情報共有を円滑に行うために必要な項目や様式の統一化などについて、どう考えるか

3)医療・介護と障害福祉サービスとの連携について

- ✓ 高齢化した障害者、精神疾患の患者、身体疾患に罹患した障害者、医療的ケア児、強度行動障害を有する障害者など、医療・介護・障害福祉サービスにまたがるニーズを有する者に対応できるよう、障害特性や個々の状況に応じた医療・介護サービスの提供体制や、障害福祉サービスにおける一定の医療ニーズに対応する体制について、どう考えるか
- ✓ また、個々の当事者の特性に応じた対応を図るよう各サービス間の連携を強化することについて、どう考えるか

(2)医療・介護連携を推進するために必要な主治医と介護支援専門員の連携

- ✓ 主治医がより「生活」に配慮した質の高い医療を提供するために必要な介護支援専門員との連携の在り方について、どう考えるか
- ✓ また、在宅や施設、高齢者住宅等における医療を円滑に行えるよう、介護支援専門員が「医療」の視点を含めたケアマネジメントを行うために必要な主治医との連携の在り方について、どう考えるか

テーマ2:リハビリテーション・口腔・栄養

(1)リハビリテーション・口腔・栄養の一体的な取組

- ✓ 医療・介護において、リハビリテーション・口腔の管理・栄養管理の一体的な取組が推進されるよう、▽関係者が取組の重要性を認識し、対象者を的確に把握した上で、十分な取組が提供されること、▽多職種による日常的なコミュニケーションが強化され、早期の気づきや速やかな対応を可能とすること、について、どのような方策が考えられるか
- ✓ 医療と介護との双方向で、リハビリテーション・口腔の管理・栄養管理に関する評価や支援の一体的な情報が円滑に共有されるために、どのような方策が考えられるか

(2)リハビリテーション

- ✓ 医療保険による急性期・回復期リハビリテーションと介護保険による生活期リハビリテーションについて、より円滑な移行を促進するためにどのような方策が考えられるか
- ✓ 適時・適切なリハビリテーションの提供を更に推進する上でどのような方策が考えられるか

(3)口腔

- ✓ 医療機関や介護保険施設等、在宅において、地域の歯科医療機関の連携のもと、医療と介護において必要な口腔の管理が提供されるためにはどのような方策が考えられるか

(4)栄養

- ✓ 栄養管理について、医療機関・介護保険施設等・在宅間で円滑に栄養情報の共有や管理栄養士間の連携が図られ、切れ目のない支援が行われるためにはどのような方策が考えられるか

テーマ3:要介護者等の高齢者に対応した急性期入院医療

(1)急性期疾患に対応する医療機関等

- ✓ 生活機能が低下した高齢者(高齢者施設の入所者を含む)に一般的である誤嚥性肺炎をはじめとした疾患について、地域包括ケア病棟や介護保険施設等での受入を推進するためにどのような方策が考えられるか

(2)高齢者の心身の特性に応じた対応

- ✓ 急性期一般病棟における要介護者等の高齢者について、入院中の生活機能の低下を最小化とするための医師及び医療専門職等による多職種連携に基づく対応について、どのような取組の強化が必要と考えられるか

(3)入退院支援

- ✓ 高齢者に対し適切な入退院支援を提供する上での情報提供や連携のあり方について、どのような対応が考えられるか

(4)医療・介護の人材確保

- ✓ 医療・介護の人材に限られる中で、要介護者等の高齢者に対する急性期の入院医療の質を向上させるための方策について、どのように考えるか

▽高齢者施設における医療及び認知症について検討の視点を提示

同意見交換会では、第2回となる会合を4月19日に開催。「高齢者施設・障害者施設等における医療」と「認知症」をテーマに取り上げています。

当日の資料では、介護保険施設における医療サービスについて、▽日常的な医学的管理を中心に、できるだけ包括化し、給付することとされていること、▽施設入所者の高齢化や平均要介護度の上昇とともに、医療ニーズへの対応力向上が求められていることを示したほか、高齢者施設等の利用者に対する薬剤管理の実施が「薬物療法の適正化の観点から重要である」と指摘。令和3年度介護報酬改定で介護老人保健施設における薬剤管理指導や減薬に係るかかりつけ医との連携が評価されたこと、また薬剤師配置のない介護老人福祉施設においても訪問薬剤管理指導が進められてきていることにより「ポリファーマシー対策だけでなく、施設職員の業務改善にも貢献している」と評価、「さらなる推進が求められる」としました。

その上で、「検討の視点」として以下をあげています。

テーマ4: 高齢者施設・障害者施設等における医療

(1)高齢者施設・障害者施設等の医療提供機能について

- ✓ 常勤の医師及び看護職員が配置されている介護医療院及び介護老人保健施設について、介護医療院における生活の継続を望む高齢者が、可能な限り施設で生活を送ることができるようにする観点や、介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能を推進する観点から、利用者に対して必要な医療が適切に提供されるよう、どのような対応が考えられるか。
- ✓ 必ずしも常勤でないものの医師の配置が義務づけられている特養における医療ニーズへの適切な対応のあり方について、どのように考えられるか。
- ✓ 医師の配置が義務づけられていない特定施設及び認知症対応型グループホームにおける医療ニーズへの適切な対応のあり方について、どのように考えられるか。
- ✓ 障害者施設の入所者の高齢化等が進む中で、医療・介護・障害福祉サービスにまたがるニーズを有する者に対応できるよう、障害特性や個々の状況に応じた医療・介護サービスの提供体制や、障害者施設における一定の医療ニーズに対応する体制について、どう考えるか。

(2)医療機関と高齢者施設等との連携について

- ✓ 高齢者施設等の入所者の急変時における相談体制や往診等の体制を充実する観点や、その後適切な入院医療に繋げる観点から、協力医療機関等との連携の在り方について、どのように考えるか。

(3)高齢者施設等における薬剤管理について

- ✓ 患者の療養の場が移っても切れ目なく適切な薬物療法を継続し、ポリファーマシー等に対して必要な対応を行うためには、地域においてどのような連携体制が求められるか。

(4)感染症対策について

- ✓ 高齢者施設・障害者施設等における平時からの感染予防の能力向上を図りつつ、施設内で感染が拡大した場合における対応を適切に行うための医療機関と高齢者施設等の連携についても強化する方策について、どのように考えるか。
- ✓ 今般の感染症法の改正により創設された、自治体や医療関係者、高齢者施設等の関係者が参画する「都道府県連携協議会」において、議論・協議を行うにあたり、どのような観点が重要と考えるか。

あわせて、「認知症」についても同様に「検討の視点」が示されています。

テーマ5:認知症

(1)地域包括ケアシステムにおける認知症の人への対応

- ✓ 今後増加が見込まれる認知症の人に対し、認知症になっても、本人の意思が尊重され、尊厳をもって暮らし続けることができるように、認知症に早期に気づき、本人の意思決定を支援し、既存の医療・介護資源を活用しつつ、適時・適切な医療や介護を、その地域の実情に応じた的確に受けられる体制を構築していくためには、どのような方策が考えられるか。
- ✓ 特に単独世帯の高齢者について、認知症に早期に気づき、社会生活を継続できるように、適時適切に医療・介護、服薬支援・生活支援等が提供されるためには、どのような方策が考えられるか。

(2)医療機関・介護保険施設等における認知症の人への対応について

- ✓ 専門的な医療・介護提供が可能な人材育成とその活用とともに、広く医療機関・介護保険施設等における認知症の人への理解や認知症対応力を更に向上させるための取組についてどのような方策が考えられるか。
- ✓ 多職種で連携しながらBPSDへの対応やBPSDを未然に防ぐケアを推進するためにどのような方策が考えられるか。
- ✓ 認知症の人に適切なケア提供を行う目的で、認知機能や生活機能などを適切に評価するためにはどのような方策が考えられるか。
- ✓ 医療現場等における身体拘束の問題を含め、認知症の人の尊厳を重視した適切な認知症ケア提供をさらに進めていくためには、どのような方策が考えられるか。

(3)認知症の人に係る医療・介護の情報連携

- ✓ 医療・介護間での認知症の人に係る情報連携を推進するために必要な情報提供の内容(情報提供項目・様式等)、連携のあり方及び連携を推進するために必要な方策について、どのように考えられるか。

動向 解説

人材紹介の手数料等について論点を整理

規制改革推進会議

政府の規制改革推進会議は4月14日、医療・介護・感染症対策ワーキング・グループの会合を開き、高騰する有料職業紹介事業者の手数料等について「議論を深めていく必要がある」として、論点を整理しました。

当日、事務局から提出した「提案事項の整理(案)」では、他産業と比べた処遇の低さ、業務量の多さや業務内容の評価が不十分であること等を背景に、医療・介護・保育分野の人材不足が今後も拡大する見通しを示した上で、

「有料職業紹介事業者(以下「紹介事業者」という。)に支払う手数料が高騰しており、これが早期離職や紹介事業者の不当行為と相まって、公費に依存する介護事業者等の経営を圧迫し、賃上げや生産性向上への投資を困難とすることで、一層の人材不足を招来する悪循環を招いている」とする指摘を紹介。サービスを維持するためには抜本的な対応を検討すべきとし、

- A 介護施設等におけるサービスの質向上のための処遇改善と業務内容の評価、
- B 次期改定に向け報酬制度や公定価格制度における常勤・専任を前提とする項目の必要性の見直し
- C 職業紹介事業の質の向上や適正な競争の促進

が必要となるのではないかとしました。

このうち「C」については、「紹介事業者については、短期的に重要な課題であり、そのサービスの質の向上や適正な競争の促進を通じて、介護職員等の賃上げや前向きな投資につなげることが期待され、スピード感のある取組が必要」「医療、介護、保育分野については利用料金転嫁が公定されるといった社会保障制度等に伴う性格があるため、紹介手数料を料金に転嫁し、料金の引上げを通じて人材ニーズが縮小するという意味での市場メカニズムが働かない特質も考慮する必要」と指摘。具体的には、同ワーキンググループにおける議論を通じて「①悪質な紹介事業者への対策強化、②職業紹介市場の透明性向上、③優良な紹介事業者の選択円滑化」が課題として提起されたこと、「ハローワークの機能強化」についても指摘があったことを紹介し、「主な提案事項」として以下を示しました。

(悪質な紹介事業者への対策強化)

- 紹介事業者に対する職業安定法の指針(全職種を対象)では、自らあつせんした就職者に対して就業後2年間は転職勧奨を「行ってはならない」旨や、お祝い金制度は「好ましくない」旨(社会通念上相当と認められる程度を超えた金銭等の提供については「行ってはならない」旨)の記載がある。一方、現実には、「あつせん後の早期転職勧奨」を行ったり「お祝い金制度」を設けている紹介事業者が存在。指針違反に対して行政指導しか行い得ず、また、違反した紹介事業者名の公表も行われない制度の実効性についての指摘もある。
- また、職業安定法では求人者に対して手数料(具体的には、手数料表)を明示することとされているが、「追加の手数を払えば優先的に人を紹介する」といった実態もあり、明示が必要な「手数料」の内容が不十分との指摘がある。

(職業紹介市場の透明性向上)

- 介護施設等による紹介事業者の合理的な選択を可能とし、あわせて、紹介事業者間の適切な競争を促すため、都道府県ごとに、医師、看護師、介護職員及び保育士といった職種毎に、紹介事業者を經由で入職した者の離職率、手数料の平均値・下限値を国が公表してはどうか。厚生労働省の人材サービス総合サイトにおける離職人数の公表期間(現在は2年)の延長も必要ではないか。
- また、職業安定法では離職者の数に関し情報の提供を行わなければならないとされているが、「離職が判明せず」といった項目に大多数の紹介者の人数が記載されている企業もあり、不徹底であるとの指摘がある。

(優良な紹介事業者の選択円滑化)

- 「医療・介護・保育分野における適正な紹介事業者の認定制度」(令和3年創設)について、真に「適正な紹介事業者」を選択できるための認定基準の見直し(例えば、採用後一定期間内(例えば、6ヶ月以内)に離職した場合に手数料の返戻を行うことを認定基準に組み込むなど)が必要ではないか。
- その他、有料職業紹介事業のあるべき内容(求人企業が求める人材に合った求職者の紹介)や離職率水準、手数料設定の在り方を認定基準に追加することも検討が必要ではないか。

(ハローワークの機能強化)

- 単なる普及啓発に止まらない実効性のある機能強化を行う必要があるのではないか。

動向 解説

技能実習制度について人材確保を踏まえた 新たな姿への見直しを検討

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

出入国在留管理庁の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の会合が4月10日に開かれ、中間報告の「たたき台」について審議が行われました。同会議は令和4年11月、政府の「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」のもとに設置されたもので、技能実習制度及び特定技能制度がそれぞれ法律の定める検討を行う時期に差し掛かったことを踏まえ、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討するための議論を行っています。

ここでは、委員による「これまでは日本は魅力的な働き先であったが、今後は外国人から日本が選ばれるよう努力すべきことを意識することが必要。送出国における賃金も向上しており、近隣国との人材獲得競争もある。外国人にどのように日本社会になじんでもらえるか等の観点から議論することが必要」とする意見や、「技能実習制度の目的と実態の乖離が様々な問題の背景になっている。制度の存続可否も含めた議論をすべき」といった指摘を踏まえ、「検討の方向性」として、以下のような記載がされています。

(以下、同「たたき台」より抜粋・要約)

1 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について

(1) 制度目的(人材育成を通じた国際貢献)と実態(国内での人材確保や人材育成)を踏まえた制度の在り方(制度の存続や再編の可否を含む。)(技能実習)

- ✓ 制度目的と運用実態の乖離が指摘されていることにも鑑みると、今後も国際貢献のみを掲げたまま労働者として受入れを続けることは望ましくないことから、現行の技能実習制度を廃止し、人材確保及び人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべき。
- ✓ 国内で引き続き就労する場合は身に付けたスキルを生かして活躍でき、国内産業にも貢献するとともに、帰国する場合はそのスキルを生かすことにより国際貢献につながるため、新たな制度にも目的として位置付けることを検討すべき。

(2) 外国人が成長しつつ、中長期に活躍できる制度(キャリアパス)の構築(両制度の対象職種の在り方を含む。)

- ✓ 新たな制度と特定技能制度は、外国人がわかりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討すべき。
- ✓ 人材育成の観点から、育成・評価を行うことによるスキルアップの見える化を前提として、特定技能制度への移行を見据えた幅広い業務に従事することができる制度とする方向で検討すべき。その際、技能評価の在り方についても、運用状況も踏まえながら、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していく。
- ✓ 我が国の企業等が魅力ある働き先として選ばれるために、我が国で修得した技能等を更に生かすことができる仕組みとする方向で検討すべき。

(3) 受入れ見込数の設定等の在り方(特定技能制度における現行の取扱いを含む。)

- ✓ 人手不足状況の確認や受入れ見込数の設定については、透明性や予見可能性を高める方向で検討すべき。

2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について

(1) 転籍の在り方(技能実習)

- ✓ 新たな制度においては、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点から、従来よりも転籍制限を緩和する方向で検討すべき。
- ✓ その際、転籍制限の在り方については、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していく。

(2) 管理監督や支援体制の在り方

ア 監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方(存続の可否を含む。)

- ✓ 技能実習制度において監理団体が担っている国際的なマッチング機能、受入れ企業等に対する適正な受入れの監理・支援の機能、外国人に対する職業生活から日常生活までの全般的な保護・支援等の機能や、現行の特定技能制度における登録支援機関が担っている外国人に対する支援の機能は必要不可欠。
- ✓ 他方、人権侵害や不適正な就労を防止・是正できていない監理団体は厳しく適正化又は排除していくことが必要。登録支援機関についても、外国人に対する職業生活から日常生活までの全般的な支援を行うことができないものも少なくなく、同様に是正が必要。
- ✓ 新たな制度においては、優良な管理団体のみが認められるようにするため、受入れ企業等からの独立性・中立性の確保や、監理・保護・支援に関する要件を厳格化する方向で検討すべき。要件については、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していく。
- ✓ 監理団体及び登録支援機関の事業活動の評価などを公表し、特に優良な団体等にはインセンティブを与えるような方向で検討すべき。
- ✓ 両制度において、監理団体や登録支援機関による支援と自治体等による支援の適切な役割分担の在り方を検討すべき。

イ 国の関与や外国人技能実習機構の在り方(存続の可否を含む。)

- ✓ 外国人技能実習機構が担ってきた法令に基づく監督指導や相談窓口などの援助は、体制を整備した上で引き続き活用する方向で検討すべき。
- ✓ 特定技能制度についても、登録支援機関の在り方や行政の指導監督体制の在り方を引き続き検討すべき。
- ✓ 新たな制度においては、人手不足状況の確認、外国人に対しての受入れの支援や業界内の受入れの適正化など、より良い受入れを後押しする役割を担う方向で検討すべき。特定技能制度においても、これらの取組について、所管する省庁等による更なる対応の強化を検討すべき。

ウ 国際労働市場の実態及びメカニズムを踏まえた送出機関や送出しの在り方(入国前の借金の負担軽減策、MOCの更なる強化方策を含む。)

- ✓ 職業紹介のコストを受入れ企業等や外国人本人などの関係者が負担して監理団体や送出機関などが介在することで仲介機能が働いている実態があり、悪質なブローカーや送出機関の排除など更なる対応を検討すべき。
- ✓ 新たな制度の仲介機能については、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していく。
- ✓ 過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出機関の排除に向けて、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組を強化する方向で検討すべき。

(3) 外国人の日本語能力向上に向けた取組(コスト負担の在り方を含む。)

- ✓ 日本語能力に関する要件化も含めて就労開始前の日本語能力の担保方策について検討すべき。
- ✓ 外国人労働者の来日後においても、日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける方向で検討すべき。

- ✓ 外国人労働者に対する来日後の日本語教育に掛かる費用は、基本的に受入れ機関の負担として日本語教育の機会を充実させる方向で検討すべき。

なお、同会議では4月19日にも会合を開き、この「たたき台」をもとに中間報告書を取りまとめており、今後も秋ごろまでを目途に議論を続けていくこととしています。

動向 解説

総合事業の充実に係る検討事項を提示

厚生労働省

厚生労働省は4月10日、第1回となる「介護予防・日常生活支援総合事業の充実にに向けた検討会」の会合を開きました。

当日は、現状の課題を整理するとともに、事務局より「今後の検討事項について」と題した資料を提示。「介護予防・日常生活支援総合事業の充実にに向けた検討会での検討事項(例)(中間整理に向けた論点例)」として、以下の内容を示しました。

1 総合事業の充実にに向けた工程表に盛り込むべき内容

- 総合事業の対象者モデルの検討と地域のデータの把握を踏まえた多様なサービスの整備
- 総合事業の充実(≒地域づくり、サービスの質、多様な主体の参入など)に向けた制度面・実務面で必要と考えられる措置

2 住民主体の取組を含む、多様な主体の参入促進のための方策

- サービスAの活性化
- サービスBの活性化
- サービスA・B等の活性化に資する生活支援体制整備事業の推進
- サービスCの効果的な運用・活性化

(以上は一般介護予防事業との関係)

- サービス選択を支える仕組みの質的向上(地域包括支援センター、介護予防ケアマネジメント、要介護者との継続、認知症対応)
- 利用者に対する自立に資する適切なサービス選択の支援(本人の希望を踏まえた地域とのつながりを継続)
- 生活支援コーディネーター(SC)の活用方策

3 中長期的な視点に立った取組の方向性

- 総合事業に対する国民・市町村の理解の推進(支援パッケージ等の活用)
- 継続利用要介護者の利用実態の評価
- 総合事業の実施状況を含む地域づくりの評価の視点

その上で、今後の進め方として、5月31日に第2回として民間企業、サービス提供者、関係省庁等からヒアリングを行いさらなる検討を行い、第3回(6月30日)、第4回(7月24日)、第5回(8月31日)を経て、今夏までを目途に中間報告を取りまとめるとしました。

R6改定は、「ポスト 2025」を軸に据えた医療・介護連携の基盤強化がテーマに

前回の本誌でお伝えした通り、厚生労働省は「ポスト 2025」を強く意識した施策づくりを進めています。「団塊の世代が後期高齢者になる」という、あくまでボリュームのインパクトに危機感を示してきた 2025 年から、「団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる」ことにより単純な高齢者人口の増加だけでなく、▽生産年齢人口の急減、▽長寿化もあいまった 85 歳以上人口の増加、▽地域ごとの高齢化課題の差異などが問題視され、「いついつまでに」という「時間軸」だけでなく、そのエリアではどのような課題にあたるべきかという「地域軸」が極めて重要な視点として捉えられる 2040 年へ、フォーカスするポイントが変わったと言えます。

そうしたことを背景に、都市部においては「医療・中重度要介護者対応」が、地方においては「地域そのものの維持」がテーマに据えられると同時に、急速な生産年齢人口の減少をどのように対処していくかを問題意識としたビジョンが共有されつつあります。

そのことが確かに示されたと言えるのが、前号でお伝えした厚生労働省の「ポスト 2025 年の医療・介護提供体制の姿」であり、そして今般新たに設置された「令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会」です。言ってみれば「ポスト 2025」のひとつのゴールとして位置づけられた「2040 年」に向けたスタートラインになる令和6年度介護報酬改定が、診療報酬の改定と同時になることを活かし、医療と介護、そして障害も含めた共通の課題を横串で通すことにより、「地域完結型の医療・介護提供体制の構築」を実現するために一定の地域規模ごとに社会資源をひと揃えさせていく政策誘導を図りたいという考えが見てとれます。

すなわち、かねてから進められてきた病院の機能分化から、地域ごとに必要最低限の「医療」「住まい」「介護」の整備(確保)、それを機能させる専門職者の効果的・効率的な配置を目指す流れを生み出そうとしていると言えるでしょう。

もっとも分かりやすいのが薬剤管理に関する指摘で、一定の医療を必要とする介護保険サービスの利用者が、在宅にある間はもちろんのこと、施設へ入所した後などにおいても薬剤師が適切に関わることを推奨する方向性が、事実上示されていると言っても過言ではなく、既存の社会資源(病院や特別養護老人ホーム等)を専門職(医師や薬剤師、ケアマネジャー等)が横断的に関与することによる地域の高齢化＝医療ニーズへの対応力強化を図る基盤づくりの思考が読み取れます。

このことに加えて、昨年末に示された介護保険部会の審議報告「介護保険制度の見直しに向けた意見」に書き込まれた「地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備」などを合わせ読めば、筆者のお伝えしたいことをご理解いただけるのではないかと思います。

巷で噂されている通り、令和6年度介護報酬改定は、例えば改定率等の意味では大きな変化があるとは考えにくいと言えるかも知れません。しかし筆者はそれ以上に、将来に向けた方向づけという点では極めて重要な見直しができる可能性が高いと考えています。もちろん物価等高騰への対応や処遇改善関連加算の一本化、人員配置の見直しなどテーマは山積みですが、そうした一種政治的な課題を別とすれば、核となるのは「医療ニーズへの対応(連携)」「地域(軸)」の基盤強化であると断言できます。読者の皆さまがお住まいの地域で、お勤めの施設や事業所で、どのような現状があり、展望が描けるのか。いまからイメージしておいて損はありません。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウエルマン株式会社

老人福祉・介護保険事業首席研究員 天野尊明

✉ t-amano@simwelman.com



〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 311 ☎03-5211-2858

<http://www.simwelman.com/>

シムウエルマン

